

番号	1
項目	卒業式を「卒業証書授与式」と呼んでいる学校があるかどうかについて調査し、戦前の名称である「卒業証書授与式」は使うべきではないと指導してください。
(回答) 卒業式については、学習指導要領 第6章 特別活動の項目において、学校行事について、全校又は学年を単位として、次の各行事（(1)儀式的行事(2)文化的行事(3)健康安全・体育的行事(4)遠足・集団宿泊的行事(5)勤労生産・奉仕的行事）において、学校生活に秩序と変化を与え、学校生活の充実と発展に資する体験的な活動を行うこととし、入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに国家を斉唱するものとするとして示されております。 また、教育委員会事務局では、卒業式の実施に際して、「卒業式・保育修了式実施日について」及び「卒業式及び入学式における国旗掲揚・国歌斉唱について」を各学校園に通知しております。 以上のとおり、卒業式は、学習指導要領及び当該通知に基づき実施しており、卒業式の名称については、文部科学省から名称を限定させるような通知はなく、本市においても学校園に通知していないことから、調査はしていません。	
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話：06-6208-9186

番号	2
項目	2024 年 9 月 25 日の大阪市教委と D-TaC の協議等議事録にある、大阪高裁 2009 年 9 月 9 日判決と子どもの権利条約理解にかかわる意見（別紙）に対する見解を示してください。
（回答） 過去の判決についての見解を求められておりますが、大阪市教育委員会としては司法の判決に対する見解を示す立場にないと認識しております。 学習指導要領における国歌の指導については、小学校の「音楽」においては「国歌『君が代』は、いずれの学年でも歌えるよう指導すること」と記されています。そして、「社会」において、「我が国の国旗と国歌の意義を理解させ、これを尊重する態度を育てるとともに、諸外国の国旗と国歌も同様に尊重する態度を育てるよう配慮すること。（6 年）」と記されています。 また、中学校の「社会」においては「国旗及び国家の意義並びにそれらを相互に尊重することが国際的な儀礼であることを理解させ、それらを尊重する態度を育てるよう配慮すること。」と記されています。 さらに、小学校・中学校の「特別活動」においては「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする。」と記されています。 教育委員会といたしましては、学習指導要領に則り、各校において適切な教育課程を編成することが大切であると考えております。	
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話：06-6208-9186